

総合口座（または定期預金）通帳を使用した自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）取引については、別に定める「総合口座（または通帳式定期預金共通）取引規定」によるほか以下により取扱います。

1.（支払時期等）

(1) この預金は、継続停止の申出があったときに、満期日以後に支払います。

2.（預金利息）

(1) この預金の利息は、付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については、継続日における当組合所定の利率。）によって、1年を365日として日割計算します。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）および預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金（M型）」という。）については、以下の方法によります。

① 自由金利型2年定期預金（M型）の利息

中間利払日に預入日から中間利払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の自由金利型2年定期預金（M型）の中間利払利率は、継続後のその預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払利息を利息の一部として支払い、満期払利息は満期日に支払います。

② 自由金利型3年定期預金（M型）の利息

6か月複利の方法により計算します。

(2) 継続をする場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に普通預金に入金または元金に組入れます。ただし、前号により支払う自由金利型2年定期預金および自由金利型3年定期預金の中間払利息と満期払利息については、中間利払日および継続日に普通預金に入金します。また、自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法によって、次のとおり取扱います。

① 普通預金に入金する場合

中間利払日および継続日に普通預金に入金します。

② 元金に組入れる場合

A. 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息と満期払利息

中間払利息は、当組合所定の基準により、中間利払日に元金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下、「中間利息定期預金」という。利率は中間利払日における当組合所定の利率を適用する。）とし、継続日にその元利金を満期払利息とともに合計して元金に組入れます。

(3) 継続後のこの預金の利息についても、前2項と同様の方法で取扱います。

(4) 継続を停止した場合におけるこの預金の利息は満期日以後に元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を通帳式定期預金共通取引規定7.（1）、（4）および（5）の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、次のとおり取扱います。

① 自由金利型3年定期預金（M型）以外の自由金利型定期預金（M型）の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた

利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年末満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年末満 | 約定利率×70% |

② 自由金利型3年定期預金（M型）の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、元金とともに支払います。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年末満 | 約定利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年末満 | 約定利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年末満 | 約定利率×90% |

(6) 前各項の各利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なお、定期預金の利率を変更した場合には、新利率は変更日以後に継続される定期預金から適用します。

3.（中間利息定期預金）

中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱うほか、この規定書記載の他の規定を準用します。

- (1) 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの取引の届出印鑑を兼用します。
- (2) 中間利息定期預金を、自由金利型2年定期預金（M型）とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

4.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)